

福祉サービス第三者評価の受審促進について

1 訪問の目的

いわゆる「置き去り事故」や「虐待事件」が頻繁に報道され、保育所運営に社会の注目が集まっていますが、保育所の運営状況をつまびらかにし、公表するツールとしては第三者評価制度が最も適していると考えられる。

そこで、保育所を設置する市に対して、第三者評価制度の現状や効果について改めて説明するとともに、市町村別受審件数の公表等、県民への制度周知を行っていくことについて理解を求め、併せて各市の取組方針について伺うこととした。

2 訪問日等

- (1)訪問日 令和4年11月17日（木）から12月26日（月）まで
- (2)訪問先 16市（※ 継続受審中の3市を除くすべての市）
- (3)相手方 保育所担当、放課後児童クラブ担当
- (4)説明資料 別紙1、別紙2、事業者アンケート（略）、新聞記事（略）

3 説明事項

- ・本県における第三者評価受審状況
- ・受審事業所アンケートから見る評価制度の効果
- ・今後の方針（市町村別受審件数の公表等）

4 市の現状

(1)質問事項への回答

質問事項	回答
1 運営指針に定められている自己評価（努力義務）を行われていますか	実施中：なし 未実施または未把握：16
2 自己評価を公表されていますか	実施中：なし
3 第三者評価未受審の理由	財政状況が厳しく要求できない：15 予算はあるが事務経験なく未受審：1
4 受審検討の可能性	今年度から実施：1 今後検討：1 予算要求したいが現状では困難：3 検討の予定はない：11
5 評価結果公表のお知らせメール送信の可否	可：15 不可：1

(2) 未受審の理由(具体例)

- ・予算を要求するためには、市の子ども・子育て支援計画に盛り込む必要があるが、計画に盛り込むことができなかった。
- ・園長による検討委員会を立ち上げたが、「受審しない」と委員会が結論付けた。
- ・園に対し「受審して」とはとても言えない。
(※業務多忙のためと推察されます。)
- ・初年度のみ予算が認められたが、次年度からは認められていない。
担当課としては受審させたいが、財政当局の理解が得られない。
(※受審結果を他の保育所にも広めれば可などの理由)
- ・予算あり、主管課から受審するよう言われているが、受審しなかった。
- ・受審の必要性を感じない。

(3) その他

ア 近隣市町村の動向について

- ・住民サービスの提供に当たり、近隣市町村と比較されることを懸念される市が多く見受けられました。1市が受審を始めれば、近隣市町村も追随して受審していただける可能性があります。

イ 評価機関について

- ・南信地域において、近隣に評価機関がないことを懸念されている市が見受けられました。評価機関の充実は、今後の課題と受け止めています。

ウ 放課後児童クラブについて

- ・指定管理者制度や会計年度任用職員による運営が多くみられ、第三者評価を受審する体制として不十分ではないか、というニュアンスが感じ取れました。
- ・交付金による財政措置はありますが、3分の1は市負担となるため、その点を懸念する意見がありました。
- ・放課後児童クラブは、学校区により事業所が決まるので、保護者が自由に事業所を選ぶことはできない、第三者評価により運営状況を比較して事業所を選ぶことになじまないのではないか、との意見がありました。